

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
議会事務局 総務課	工事請負契約（契約金額が250万円を超え3,000万円以下のもの）における工事完了に伴う検査（履行確認）は、契約局長の指定を受け発注機関の職員が行うこととされているが、下記の工事における検査については、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。 契約名称：大阪府議会本会議場映像・音響システム及び議会運営委員会室映像設備機能拡張工事 1 契約期間：令和5年10月16日から同年11月17日まで 2 契約金額：3,850,000円 3 完了日：令和5年11月17日 4 検査日：令和5年11月17日	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。 【大阪府財務規則】 （知事の事務の委任） 第3条 知事は、別表第1の上欄に掲げる者に、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をその所掌に係るものの範囲内において委任する。 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>委任を受ける者</th><th>委任事項</th></tr><tr><td>契約局長</td><td>二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事のうち契約金額が250万円を超えるもの</td></tr></table> （検査） 第69条 契約局長は、法第234条の2第1項の規定に基づく検査（以下この条において「検査」という。）であって次に掲げるものを、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 (2) 次に掲げる契約に係る検査（前号に掲げる検査を除く。） イ 建設工事のうち契約金額が250万円を超えるもの 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。 【大阪府総務部契約局建設工事検査要領】 （直接検査と指定検査） 第3条 検査は、契約局長がその所属職員を指定して行う検査（以下「直接検査」という。）及び契約局長が財務規則第69条第1項及び企業財務規則第55条第1項により、発注機関の職員を検査員に指定して行う検査（以下「指定検査」という。）とする。 2 直接検査と指定検査の検査区分は、別表に定めるとおりとする。（以下略）	委任を受ける者	委任事項	契約局長	二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事のうち契約金額が250万円を超えるもの
委任を受ける者	委任事項					
契約局長	二 次に掲げる契約に係る検査をすること（前号に掲げるものを除く。）。 イ 建設工事のうち契約金額が250万円を超えるもの					

		<table><tr><td colspan="3">別表（第 3 条関係）</td></tr><tr><td rowspan="2">検査種類</td><td colspan="2">検査区分</td></tr><tr><td>指定検査</td><td>直接検査</td></tr><tr><td>・完成検査 ・指定部分完成検査 ・中間検査</td><td>契約金額250万円を超え 3,000万円以下のもの</td><td>契約金額3,000万円を超 えるもの</td></tr></table>	別表（第 3 条関係）			検査種類	検査区分		指定検査	直接検査	・完成検査 ・指定部分完成検査 ・中間検査	契約金額250万円を超え 3,000万円以下のもの	契約金額3,000万円を超 えるもの
別表（第 3 条関係）													
検査種類	検査区分												
	指定検査	直接検査											
・完成検査 ・指定部分完成検査 ・中間検査	契約金額250万円を超え 3,000万円以下のもの	契約金額3,000万円を超 えるもの											
措置の内容													
本事案の原因は、完成検査を実施するにあたり、事務担当者が大阪府総務部契約局建設工事検査要領に規定されている検査区分等について、正しく理解していなかったこと、並びに決裁者及び決裁関係者が検査時及び支払時の決裁又は承認において、事務処理の誤りをチェックできなかったことである。 再発防止のため、本件指摘事項を所属内で共有するとともに、事務担当者が、契約局が庁内ウェブページで提供しているeラーニング研修の履修し、併せて今後は、電子調達システムの利用、検査区分の確認を含む契約事務全般に係るチェックリストによる確認を行い、事務担当者だけではなく、決裁者等のチェック体制を強化して適正な契約事務処理を行う。													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月18日から同月20日まで）